

地方独立行政法人静岡県立病院機構感染性産業廃棄物処理業務仕様書

委託者 地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「静岡県立病院機構」という。)を甲とし、受託者を乙とし、この仕様書を定める。

1 目的

静岡県立病院機構の清楚な環境を維持するため、機構内で発生する感染性等の特別管理を要する廃棄物の適正処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び関係法令を遵守し、定期的に院外へ搬出し、指定された処分場にて処理することを目的とする。

2 履行場所

静岡県立総合病院 静岡市葵区北安東4丁目27番1号

静岡県立こころの医療センター 静岡市葵区与一4丁目1番1号

静岡県立こども病院 静岡市葵区漆山860番地

3 業務内容

(1) 一般的な事項

ア 乙は、甲が指定した場所から指定時間帯に、法第2条第5項で定める産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物を飛散・流出・悪臭発散するおそれのない専用運搬車両(ボックスタイプ(アルミバン)等、簡易保冷装備車、高さ3.1m以内)により搬出する。なお業務の実施にあたっては、安全を最優先とし、危険を予測し、十分な事故防止策、安全対策を施すこと。

イ 乙は、重量の測定は搬出時もしくは中間処分場での積み下ろし時に行い、計量検定を受検し合格した秤を使用するものとする。甲が求めた場合は、病院毎に、重量の測定状況が確認できるものを提出しなければならない。

ウ 乙は、整備の行き届いた専用運搬車両で業務を行うこと。また、甲から整備不良を指摘された場合は、速やかに改善する。なお、改善が困難な場合は、当該車両を交換すること。

エ 乙は、業務終了の都度、必ず専用運搬車両の清掃(消毒)・洗浄を行い、外観を含め清潔な状態を保つよう努めること。また、再入場する場合、感染性産業廃棄物を院外処分後、専用運搬車両の清掃及び消毒を必ず行った上で再入場すること。

オ 甲が乙に委託する感染性産業廃棄物の種類、数量及び回収日時(搬出周期)は、概ね別紙仕様表のとおりとする。

カ 甲は、感染性産業廃棄物に係る性状、形状、成分及びその他適正な処理が行なえるため、必要な情報、試験検査の結果等を乙に提供しなければならない。

キ 乙は、甲へ毎月契約書別紙1 業務実施報告書とともに、マニフェスト伝票等を添付の上、処理重量及び処理結果の報告をしなければならない。

ク 乙は、乙の負担により甲が指定する場所へ別紙仕様表による容器等を定期的に納入すること。
また、容器等に付随する装置がある場合は併せて必要量を納入すること。

なお、納入された容器等に不具合があり、甲が取り替えを要求した場合、乙はこれに速やかに応じなければならない。

ケ 乙は、別紙仕様表に関わらず、納入された容器に収まらない大きさの廃棄物が排出された場合には、密封した状態で回収、運搬が行えるよう別の容器を用意するなど、臨機に対応しなければ

ならない。また、別紙仕様表に基づき納入される容器は、甲の承認を経ずに途中変更してはならない。

- コ 乙は、許可を有する最終処分場を指定しなければならない。
- サ 乙は、機構敷地内においても交通規則その他を遵守しなければならない。なお、収集時に乙が管理する車両により甲の建築物（天井・柱等）に損害を与えた場合は、すみやかに各病院施設管理担当部署に連絡し、乙の責任において原状回復（修繕）しなければならない。

(2) 業務従事者の責務

- ア 業務従事者は、マナー、個人情報の保護（機密保持）等の教育を受けたものとする。
- イ 業務従事者は、運転免許取得等の有資格者でなければならない。
- ウ 業務従事者は、搬出廃棄物の重量及び搬出回数を記録し、これを搬出の都度甲に報告すること。
- エ 業務従事者は、乙の職員であると明確にわかる服装を身に付けること。

4 その他

- (1) 甲は、乙の業務中に起きた事故について一切責任を負わない。
- (2) この仕様書に定めるほか、業務の実施に関し必要な事項は、必要に応じて、甲乙協議して定める。